

## 岩内地方最終処分場(仮)維持管理計画

### 1. 埋立監理

#### (1) 搬入管理

- ① 搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する(原則一般車両の搬入は無い)。
- ② 廃棄物の計量及び搬入チェックは、中間処理施設搬出時に行う。

#### (2) 埋立作業管理

- ① 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切換え及び搬入車両の誘導並びに指示を行う。
- ② 埋立工法(準好気性埋立)の徹底。
  - a) 層状にて埋立を行う
  - b) 廃棄物は埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。
- ③ 埋立作業
  - a) 場内 搬入道路終点ターンスペースから廃棄物を搬入し、徐々に周囲へ広げ作業スペースを確保しながら埋立てて行く。
  - b) 敷き均しの廃棄物の厚さは、30～50cmとする。
  - c) その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて覆土を行う。
  - d) 一層目の廃棄物を2.9mの厚さまで達した段階で0.2mの中間覆土を行う。その後、廃棄物層3.0mを埋立後は、最終覆土厚さ0.5mを行う。

### 2. 主要施設の維持管理

#### (1) コンクリートピット、覆土、外周盛土

クラック発生等の異常がないか定期的に点検する。

#### (2) 雨水集排水設備

雨水集排水路等の点検、清掃を定期的実施する。(流木、笹葉、堆積土砂等の除去)

#### (3) 遮水設備

遮水シート保護マットに破損が無いか目視点検し、遮水シートの破損については地下水のモニタリング及び漏水検知システムにより定期的に点検を行う。

#### (4) 浸出水集排水設備

- ① 埋立初期においては、浸出水集排水渠(フィルター材)の整形保持に留意する。
- ② マンホール、導水管等の点検を定期的に行い、必要に応じて清掃を実施する。

#### (5) 浸出液処理設備

- ① 埋立地ポンプ室等の点検を定期的に行い、必要に応じて清掃を実施する。
- ② 浸出水処理施設の日常点検、薬品量の管理及び定期的な機能点検、維持補修を実施する。

#### (6) その他の設備

- ① 被覆設備、ガス抜き設備、搬入道路等の定期的な点検及び維持管理補修を行う。
- ② 最終処分場の総括的な管理運営のための事務所等の維持管理を行う。

### 3. 水質検査

#### (1) 地下水水質に関する事項

最終処分場周縁において、浸出水による地下水への影響の有無を判断するために定期的に埋立地上流側1箇所、下流側1箇所(地下水集排水設備)のモニタリング設備から地下水を採取して検査を行う。

検査項目、測定頻度等を表-1に示す。表中の地下水等検査項目及び基準は「基準省令」による。

表-1 地下水水質基準等

検査項目		検査基準	観測箇所及び頻度
1	アルキル水銀	検出されないこと	上流側1箇所・下流側1箇所:1回/年
2	総水銀	0.0005mg/L以下	
3	カドミウム	0.01mg/L以下	
4	鉛	0.01mg/L以下	
5	六価クロム	0.05mg/L以下	
6	砒素	0.01mg/L以下	
7	全シアン	検出されないこと	
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
11	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
12	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
13	1・2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
15	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
16	1・1・1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
19	チウラム	0.006mg/L以下	
20	シマジン	0.003mg/L以下	
21	チオベンカルプ	0.02mg/L以下	
22	ベンゼン	0.01mg/L以下	
23	セレン	0.01mg/L以下	
24	1・4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
25	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	
26	電気伝導率	(mS/m)	上流側1箇所・下流側1箇所:1回/月
27	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	下流側1箇所(地下水集排水):1回/年 ダイオキシン類対策特別措置法

#### (2) 浸出水処理水質に関する事項

本施設では河川等公共水域には、処理水を放流しないため、放流水の排水基準に関する項目は法令の適応外である。

しかし、処理水を埋立地への散水や中間処理施設で再利用を行うため、放流する場合と同様の検査項目・検査頻度で水質検査を行う。

検査項目、測定頻度等を表-2に示す。表中の放流水の排水検査項目及び基準は「基準省令」による。

表一2 排水(処理水水質)基準等

検査項目		検査基準	頻度及び備考	
1	水素イオン濃度(PH)	5.8~8.6	1回/月:海域以外公共水域に排出	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/L以下	1回/月:最終処分場性能指針	
3	化学的酸素要求量(COD)	(参考) 90mg/L以下	1回/月:環境大臣が定める海域等外	
4	浮遊物質(SSD)	10mg/L以下	1回/月:最終処分場性能指針	
5	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L以下	1回/年	
6	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L以下		
7	フェノール類含有量	5mg/L以下		
8	銅含有量	3mg/L以下		
9	亜鉛含有量	2mg/L以下		
10	溶解性鉄含有量	10mg/L以下		
11	溶解性マンガン含有量	10mg/L以下		
12	クロム含有量	2mg/L以下		
13	大腸菌群数	3,000個/cm <sup>3</sup> 以下		
14	窒素含有量(T-N)	(参考) 120mg/L以下		1回/年:環境大臣が定める海域等外
15	磷含有量(T-P)	(参考) 16mg/L以下		
16	アルキル水銀化合物	検出されないこと		1回/年
17	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L以下		
18	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下		
19	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下		
20	有機磷化合物	1mg/L以下		
21	六価クロム化合物	0.5mg/L以下		
22	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下		
23	シアン化合物	1mg/L以下		
24	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下		
25	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下		
26	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		
27	ジクロロメタン	0.2mg/L以下		
28	四塩化炭素	0.02mg/L以下		
29	1・2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		
30	1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下		
31	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		
32	1・1・1-トリクロロエタン	3mg/L以下		
33	1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		
34	1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		
35	チウラム	0.06mg/L以下		
36	シマジン	0.03mg/L以下		
37	チオベンカルプ	0.2mg/L以下		
38	ベンゼン	0.1mg/L以下		
39	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		
40	1・4-ジオキサン	0.5mg/L以下		
41	ほう素及びその化合物	50mg/L以下	1回/年:海域以外の公共水域に排出	
42	フッ素及びその化合物	15mg/L以下		
43	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L以下	1回/年	
44	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	1回/年:ダイオキシン特措法	